

# 5月報道資料

八千代市

## 1. 件名（情報）・題名

令和5年八千代市議会第2回定例会

## 2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

### (1) 会期（28日間）

6月 1日（木）	開 会
6月 8日（木）	一般質問
6月 9日（金）	一般質問
6月12日（月）	一般質問
6月13日（火）	一般質問・質疑
6月15日（木）	常任委員会（総務・都市）
6月16日（金）	常任委員会（福祉・文教経済）
6月28日（水）	総括審議

### (2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	6 件
・ 補正予算案	2 件
・ 専決処分の承認案	1 件
・ 議決事件の一部変更案	3 件
・ 財産の取得案	2 件
・ 路線の認定案	1 件
・ 人事案	14 件
・ 諮問	1 件
計	30 件

## 3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和5年度八千代市補正予算（案）の概要（議案第7号及び議案第8号）
- ・ 令和5年度八千代市補正予算の概要（議案第9号）
- ・ 令和5年度住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金について
- ・ 子どもの成長応援臨時給付金給付事業について

## 4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

八千代市役所	住所：八千代市大和田新田312-5
・ 総務部総務課	電話：047-421-6711
・ 財務部財政課	電話：047-487-5112

## 付 議 す べ き 事 件

(議案)

- 議案第 1 号 八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について  
地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 2 号 八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 3 号 八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 4 号 八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
高校生等に対する医療費の助成の範囲を広げる等のため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 5 号 八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
消防団員の任命資格を見直す等のため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 6 号 八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 3 号）【先議】  
補正額 7 億 4，013 万 7 千円  
補正後の額 667 億 7，882 万 1 千円

議案第 8 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）  
補正額 8 億 995 万 9 千円  
補正後の額 675 億 8，878 万円

議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号））

議案第 10 号 議決事件の一部変更について  
（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 21 大和田複合施設建設（建築）工事）  
インフレスライド条項に基づき，（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 21 大和田複合施設建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 11 号 議決事件の一部変更について  
（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 21 大和田複合施設建設（機械設備）工事）  
インフレスライド条項に基づき，（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 21 大和田複合施設建設（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 1 2 号 議決事件の一部変更について

(やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション)

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者である共同企業体の構成員の脱退に伴い、残存する構成員を引き続き指定管理者とするため、指定管理者となる団体を変更いたしたい。

議案第 1 3 号 財産の取得について

(高規格救急自動車)

高規格救急自動車を、千葉トヨタ自動車株式会社八千代ゆりのき店から取得いたしたい。

議案第 1 4 号 財産の取得について

(消防ポンプ自動車CD-I型・1300L水槽付)

消防ポンプ自動車(CD-I型・1300L水槽付)を、長野ポンプ株式会社東京営業所から取得いたしたい。

議案第 1 5 号 路線の認定について

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。

議案第 1 6 号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 1 7 号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 1 8 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 1 9 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 2 0 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 2 1 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 2 2 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 2 3 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 2 4 号 農業委員会委員の任命について

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第 2 5 号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第26号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第27号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第28号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第29号 農業委員会委員の任命について

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、  
次期農業委員会委員を任命いたしたい。

(諮問)

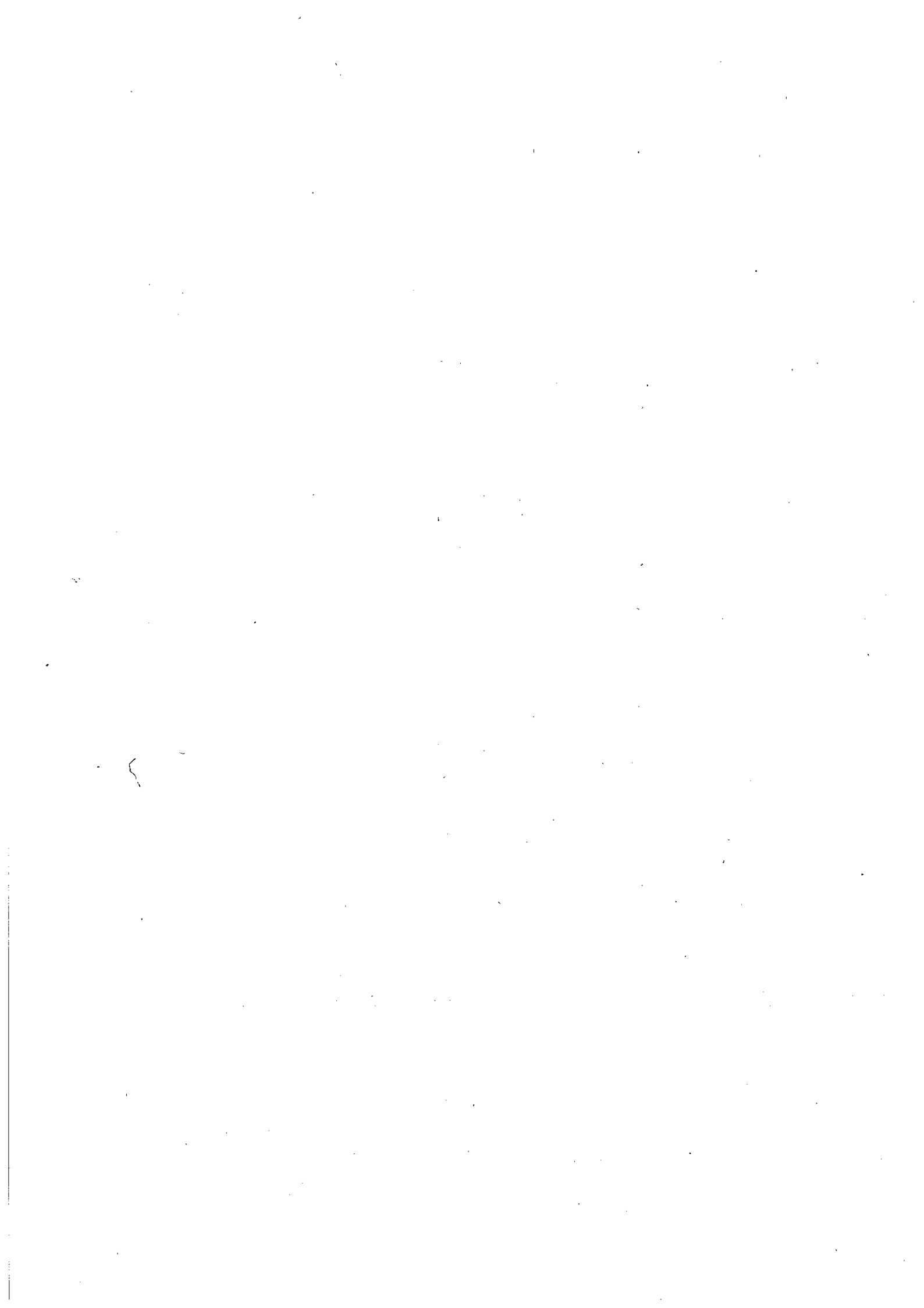
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和5年9月30日付けで委員の任期が満了となること  
に伴い、次期人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見  
を求めるもの。

令和 5 年 第 2 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市





## 目 次

議案第1号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第3号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第4号	八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第5号	八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	19 頁
議案第6号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第7号	令和5年度八千代市一般会計補正予算（第3号）	25 頁
議案第8号	令和5年度八千代市一般会計補正予算（第4号）	25 頁
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて （令和5年度八千代市一般会計補正予算（第2号））	27 頁
議案第10号	議決事件の一部変更について （（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1.大和田複合施設建設（建築）工事）	29 頁
議案第11号	議決事件の一部変更について （（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1.大和田複合施設建設（機械設備）工事）	31 頁
議案第12号	議決事件の一部変更について （やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）	33 頁
議案第13号	財産の取得について （高規格救急自動車）	35 頁
議案第14号	財産の取得について	

	(消防ポンプ自動車CD-I型・1300L水槽付)	37頁
議案第15号	路線の認定について	39頁
議案第16号	農業委員会委員の任命について	41頁
議案第17号	農業委員会委員の任命について	43頁
議案第18号	農業委員会委員の任命について	45頁
議案第19号	農業委員会委員の任命について	47頁
議案第20号	農業委員会委員の任命について	49頁
議案第21号	農業委員会委員の任命について	51頁
議案第22号	農業委員会委員の任命について	53頁
議案第23号	農業委員会委員の任命について	55頁
議案第24号	農業委員会委員の任命について	57頁
議案第25号	農業委員会委員の任命について	59頁
議案第26号	農業委員会委員の任命について	61頁
議案第27号	農業委員会委員の任命について	63頁
議案第28号	農業委員会委員の任命について	65頁
議案第29号	農業委員会委員の任命について	67頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	69頁

議案第1号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出すること

ができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「，個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「，」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「，第63条又は第64条」を「又は第63条」に，「，第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め，同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め，同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め，同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め，同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め，同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め，同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め，同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め，同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め，同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め，同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め，同条第15項を削り，同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし，同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め，同項を同条第12項とし，同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類

を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3第2項を削る。

附則第15条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和

5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第22条の2中「第10項、第14項、第18項、第20項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項若しくは第40項」を「第9項、第13項、第17項、第19項、第24項、第27項、第31項、第32項、第34項、第35項、第39項若しくは第46項」に改める。

附則第33条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の3の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八千代市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の八千代市税条例附則第15条の3第2項及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の3の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

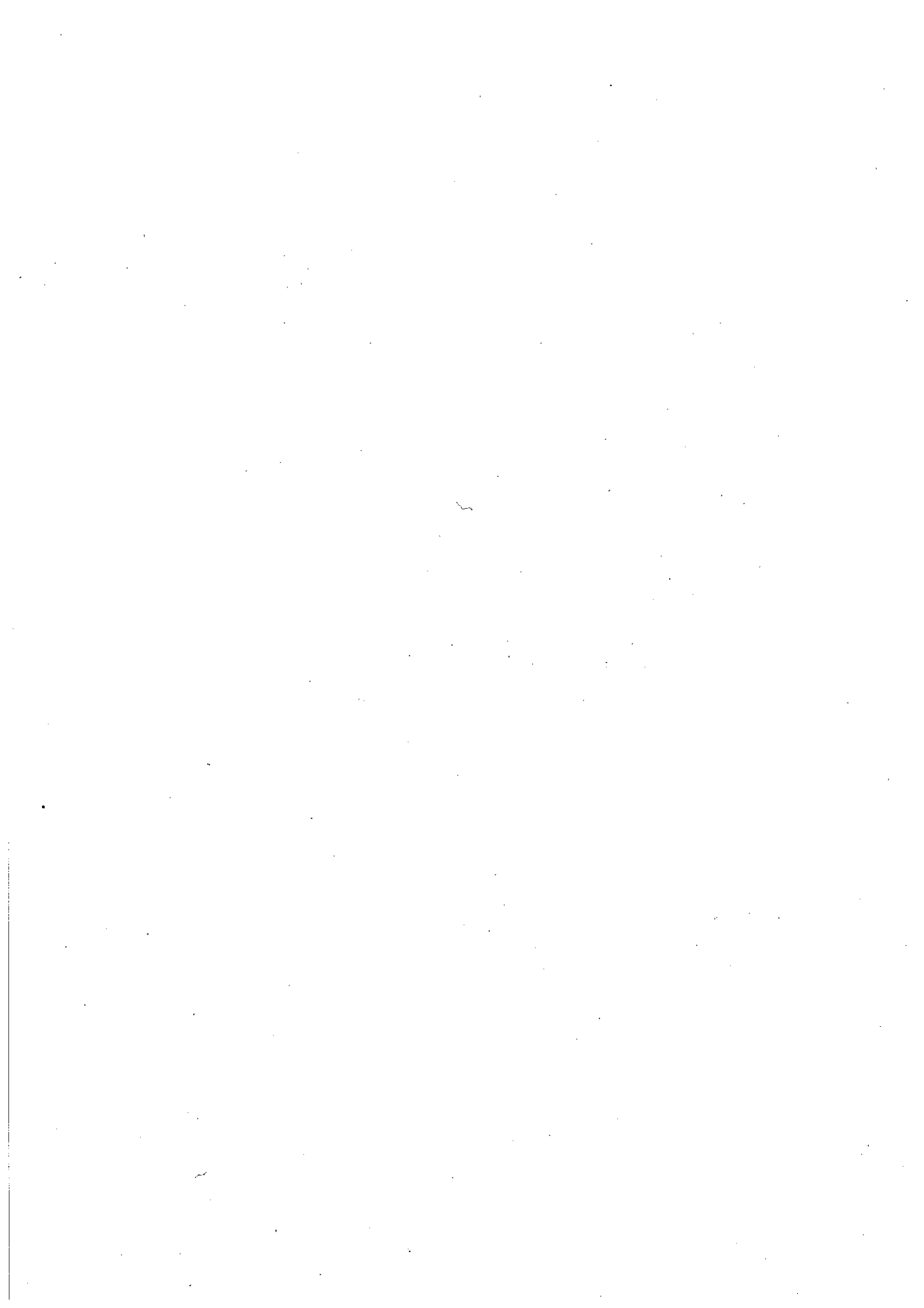
(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第22条の2の規定の適用については、同条中「第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



## 議案第2号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第

4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第1号に」を「同条第1号に」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第49条中「の定員」を削る。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

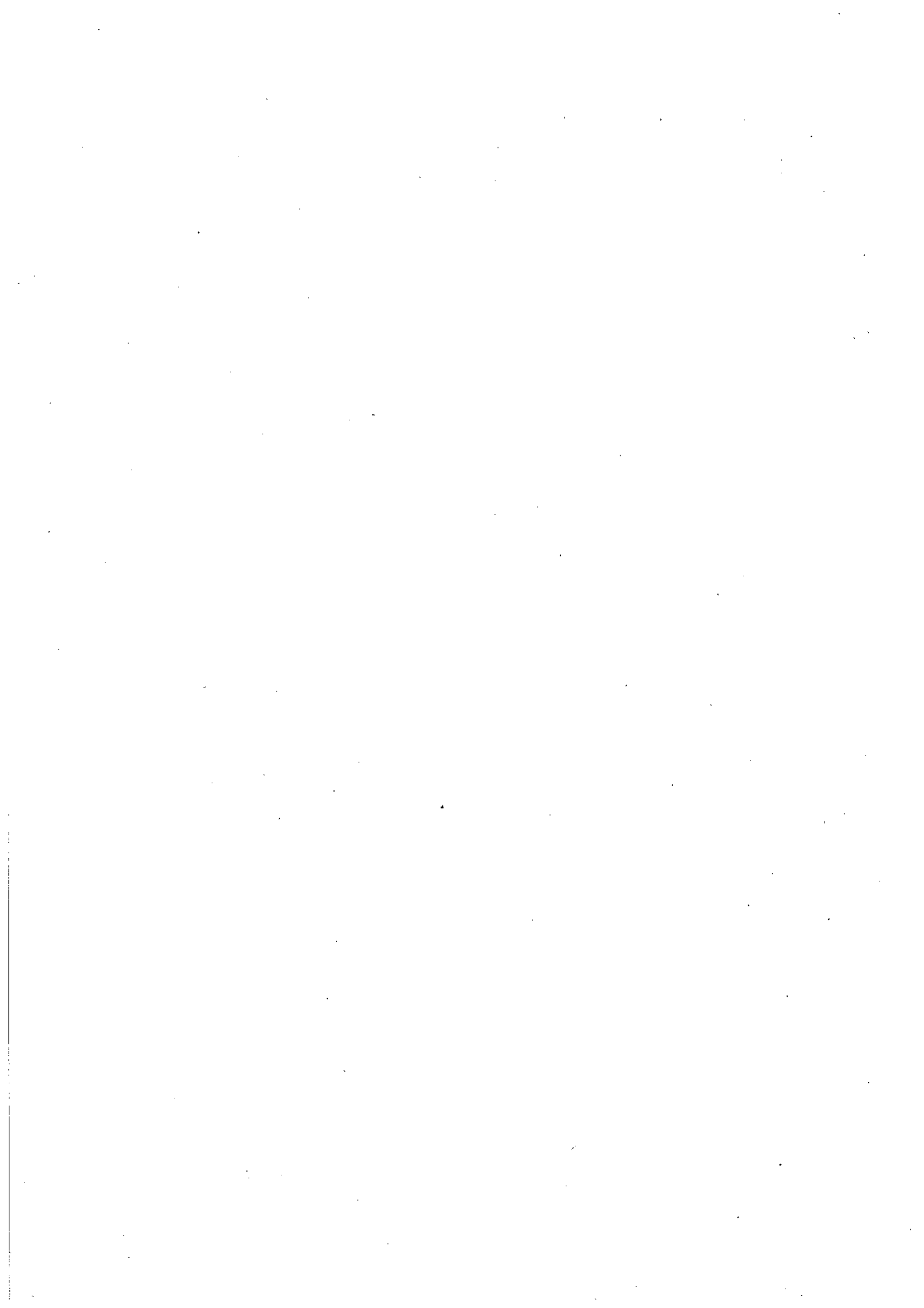
第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第3号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。





## 議案第4号

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

八千代市子ども医療費の助成に関する条例（平成14年八千代市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（市長が特別の事情があると認める場合を除き、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者に限る。）」を削る。

第5条の見出し中「児童等に係る医療費の」を削り、同条第1項中「児童等」を「子ども」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項各号の規定により入院に係る医療費の助成の額を算出するに当たり、同一の月における一の医療機関への入院の日数が10日を超える場合は、その10日を超える日数の部分に係る子ども医療自己負担金の額は、別表の規定にかかわらず、0円とする。
- 3 第1項各号の規定により通院に係る医療費の助成の額を算出するに当たり、同一の月における一の医療機関への通院の回数が5回を超える場合は、その5回を超える回数の部分に係る子ども医療自己負担金の額は、別表の規定にかかわらず、0円とする。

第6条を削り、第7条第1項中「児童等に」を「児童等及び高校生等に」に改め、同項ただし書中「児童等助成対象者」の次に「及び高校生等助成対象者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に改め、「前項の規定による助成を受けようとする」を削り、同項を同

条第2項とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「児童等助成対象者」の次に「及び高校生等に係る医療費の助成を受けようとする高校生等助成対象者」を加え、「受けなければならない」を「受けるものとする」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「児童等助成対象者」の次に「及び高校生等助成対象者」を加え、「次の各号」を「第1号に該当し、若しくは当該受給券に記載された高校生等が第2号若しくは第3号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

第9条に次の1号を加える。

(3) 第4条第2項各号に規定する要件に該当したとき。

第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第2項中「前項」を「第1項」に改める部分及び同項を同条第4項とし、同条第1項の次に2項を加える部分に限る。）及び第8条の改正規定（「受けなければならない」を「受けるものとする」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第4項の規定は、同年8月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（前項ただし書に係る部分に限る。）は、令和5年8月1日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定（第1項ただし書に係る部分を除く。）は、令和5年11月1日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

##### (準備行為等)

- 4 高校生等の医療費の助成に係る改正後の条例第7条の規定による申請及び受給券の交付は、令和5年11月1日前においても、同条の規定の例により

行うことができる。この場合において、当該申請に係る医療費の助成は、令和5年11月1日から開始する。

#### 提案理由

高校生等に対する医療費の助成の範囲を広げる等のため、条例を改正したい。



## 議案第 5 号

八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市消防団条例の一部を改正する条例

八千代市消防団条例（昭和 5 3 年八千代市条例第 2 3 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 4 条第 1 項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第 1 号中「居  
住する」を「居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

第 5 条第 3 号を削る。

第 7 条第 2 項第 1 号中「第 5 条各号（第 2 号を除く。）のいずれか」を「第  
5 条第 1 号」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

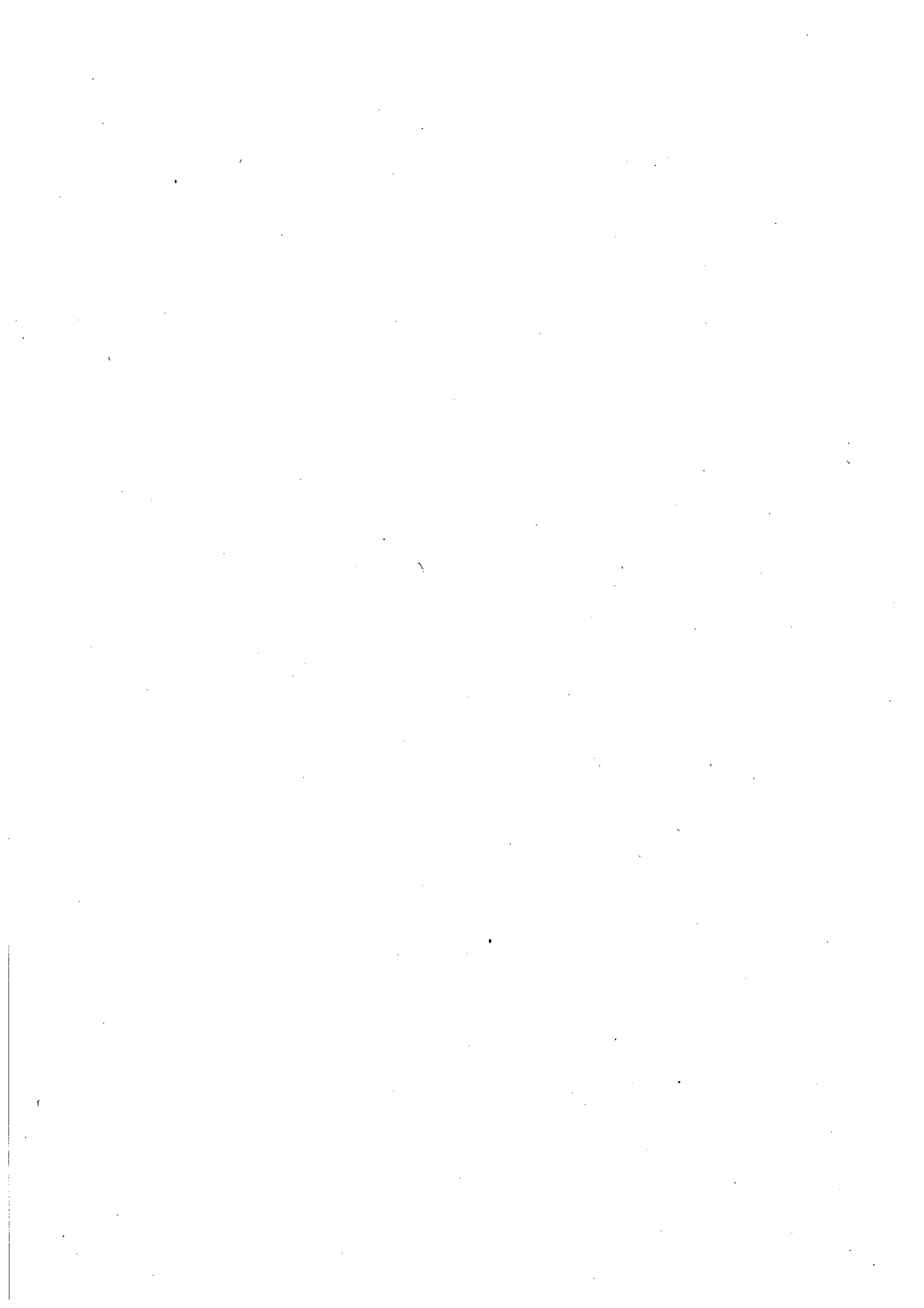
(2) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する資格を有しないこととなったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

消防団員の任命資格を見直す等のため、条例を改正いたしたい。



議案第6号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和48年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては，充電ポストを含む」に改め，同項第1号中「不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め，同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては，充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあっては，この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め，同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気

自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる装置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加える。

第11条の2第1項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。



別表第7 削除

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八千代市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 8 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 4 号)



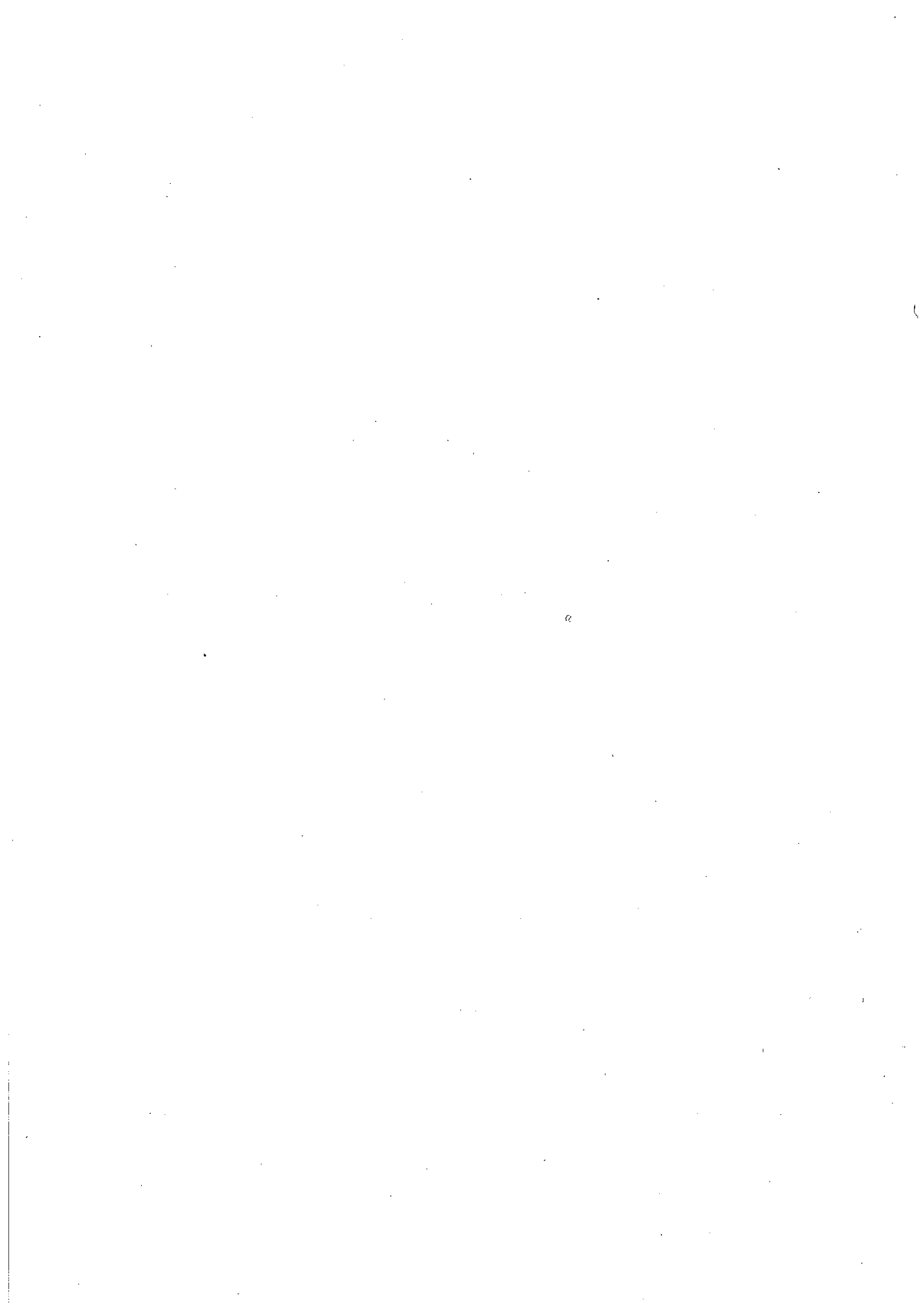
議案第9号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市一般会計補正予算（第2号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則



議案第10号

議決事件の一部変更について

令和4年6月24日に議決された議案第13号契約の締結について（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

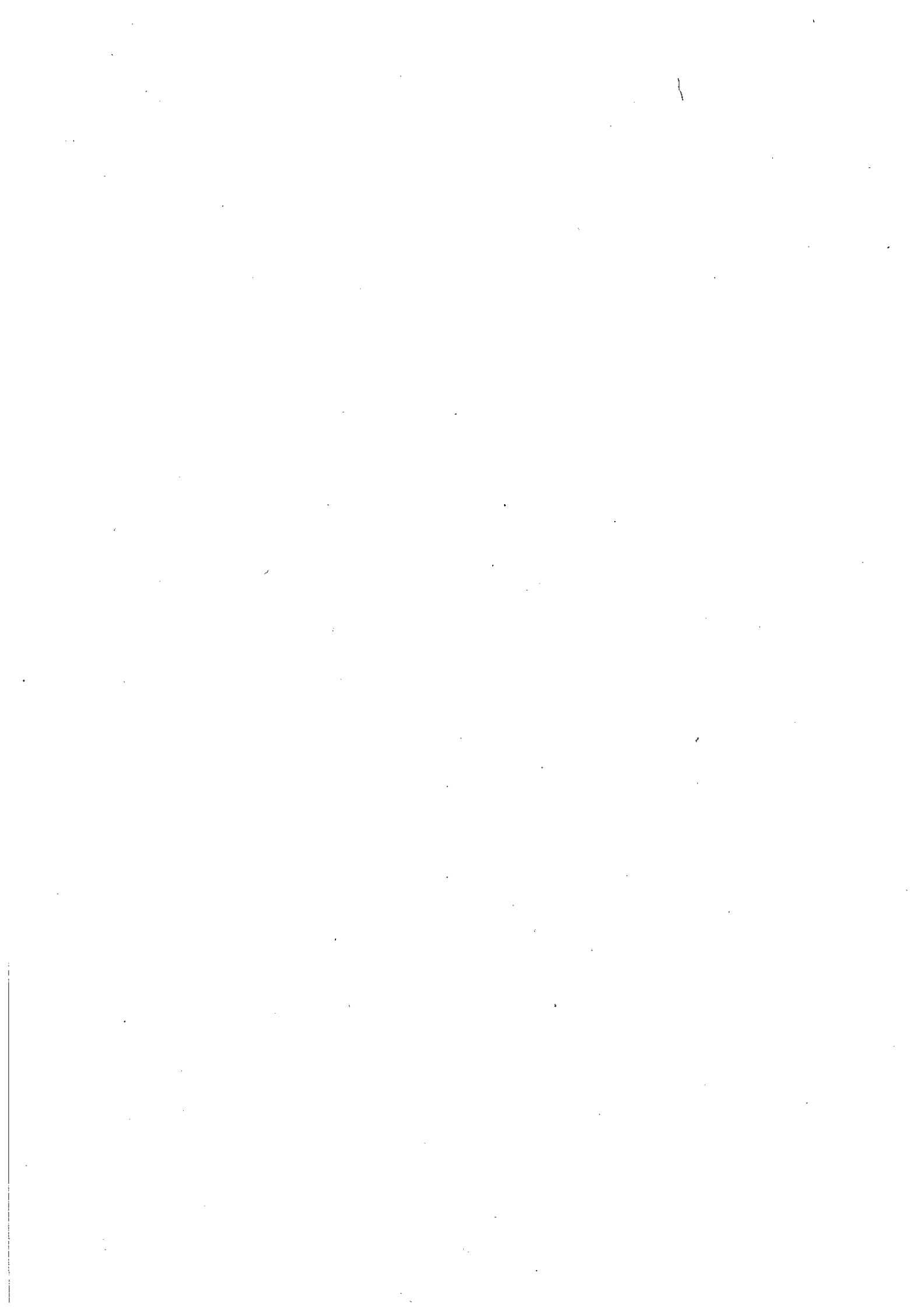
契約金額

変更前 911,350,000円

変更後 965,506,300円

提案理由

インフレスライド条項に基づき、（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。





議案第11号

議決事件の一部変更について

令和4年6月24日に議決された議案第14号契約の締結について（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（機械設備）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

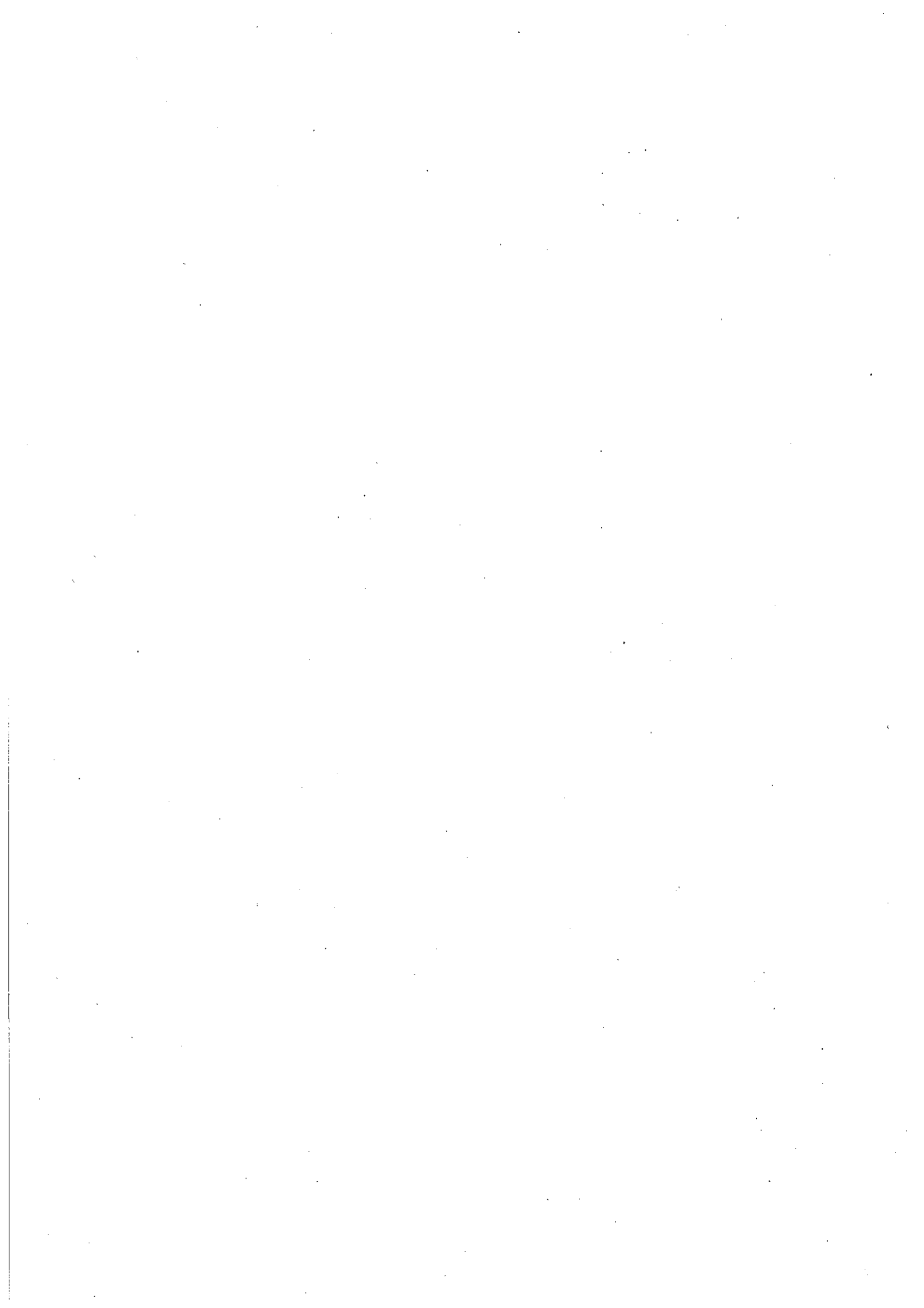
記

契約金額

変更前	191,950,000円
変更後	201,071,200円

提案理由

インフレスライド条項に基づき、（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



## 議案第12号

### 議決事件の一部変更について

平成29年12月22日に議決された議案第17号指定管理者の指定について（やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）中、次のとおり指定管理者となる団体を変更する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

### 記

#### 1 指定管理者となる団体

変更前 やちよ農業の輪共同企業体

代表者 八千代市桑橋403番地

株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白井良夫

構成員 八千代市大和田新田905番地14号

特定非営利活動法人わか

理事長 官本亜佳音

変更後 八千代市桑橋403番地

株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白井良夫

#### 提案理由

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者である共同企業体の構成員の脱退に伴い、残存する構成員を引き続き指定管理者とするため、指定管理者となる団体を変更いたしたい。



議案第13号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | 高規格救急自動車  |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札  |
| 3 | 取得金額   | 39,820,000円   |
| 4 | 取得の相手方 | 八千代市ゆりのき台7丁目23番地1<br>千葉トヨタ自動車株式会社 八千代ゆりのき店<br>店長 伊井 滋 之 |

提案理由

高規格救急自動車を、千葉トヨタ自動車株式会社八千代ゆりのき店から取得  
いたしたい。



議案第14号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

- |   |        |                           |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 財産の種類  | 消防ポンプ自動車（CD-I型・1300L水槽付）  |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札                    |
| 3 | 取得金額   | 82,214,000円               |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階 |

長野ポンプ株式会社 東京営業所

所長 藤井利男

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型・1300L水槽付）を、長野ポンプ株式会社東京営業所から取得いたしたい。





議案第 15 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
210162	大和田新田 486号線	大和田新田字老本松前 147番20	大和田新田字老本松前 147番36		
300567	萱田町 77号線	萱田町字上ノ山 919番49	萱田町字上ノ山 919番45		
300568	萱田町 78号線	萱田町字上ノ山 919番18	萱田町字上ノ山 919番24		
300569	萱田町 79号線	萱田町字上ノ山 919番41	萱田町字上ノ山 919番39		
300570	萱田町 80号線	萱田町字上ノ山 919番36	萱田町字上ノ山 919番35		
400520	緑が丘西 141号線	緑が丘西5丁目 6番24	緑が丘西5丁目 6番29		
400521	吉橋 79号線	吉橋字八幡前 1167番19	吉橋字八幡前 1167番3		
400522	大和田新田 487号線	大和田新田字新木戸前 42番61	大和田新田字新木戸前 42番66		
600196	保品 59号線	保品字郷下 2642番	保品字寺崎 2599番		
700581	上高野 208号線	上高野字新林 1208番25	上高野字新林 1208番14		

700582	村上 271号線	村上字黒沢台 1866番90	村上字黒沢台 1866番92		
820257	勝田 50号線	勝田字大作 637番1	勝田字大作 637番36		

提案理由

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。

議案第16号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒崎玲子

住所 千葉県八千代市下高野

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第17号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 間野 恵一

住所 千葉県印西市岩戸

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第18号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 稲垣哲也

住所 千葉県八千代市八千代台南

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第19号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 花島 淳

住所 千葉県八千代市萱田

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第20号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 鈴木美登

住所 千葉県八千代市大和田新田

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第21号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 佐藤孝之

住所 千葉県八千代市島田台

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第22号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 周郷 崇

住所 千葉県八千代市麦丸

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第23号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 立石 巖

住所 千葉県八千代市桑納

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第24号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

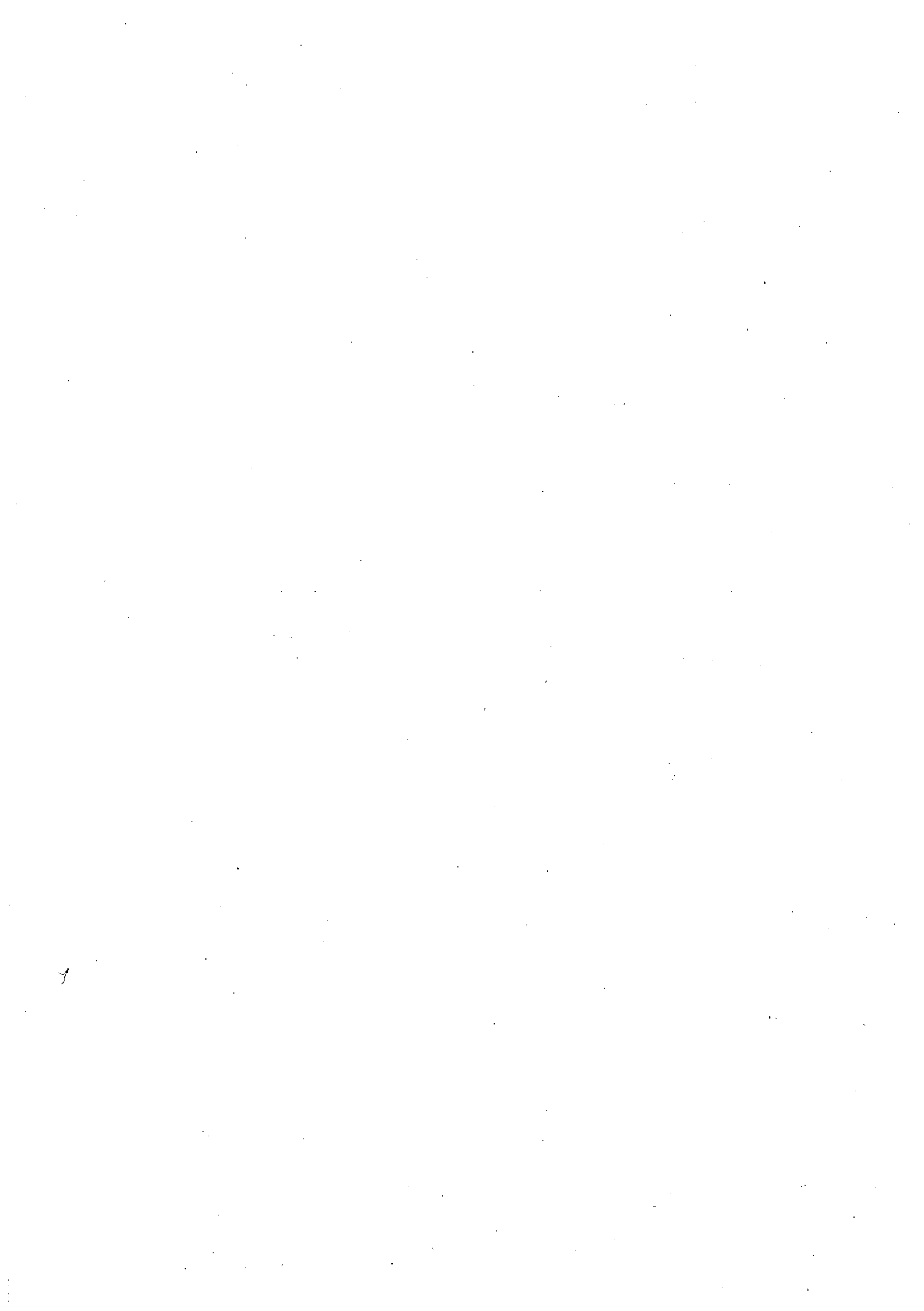
記

氏名 今井 茂

住所 千葉県八千代市保品

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第25号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 加茂太郎

住所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第26号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

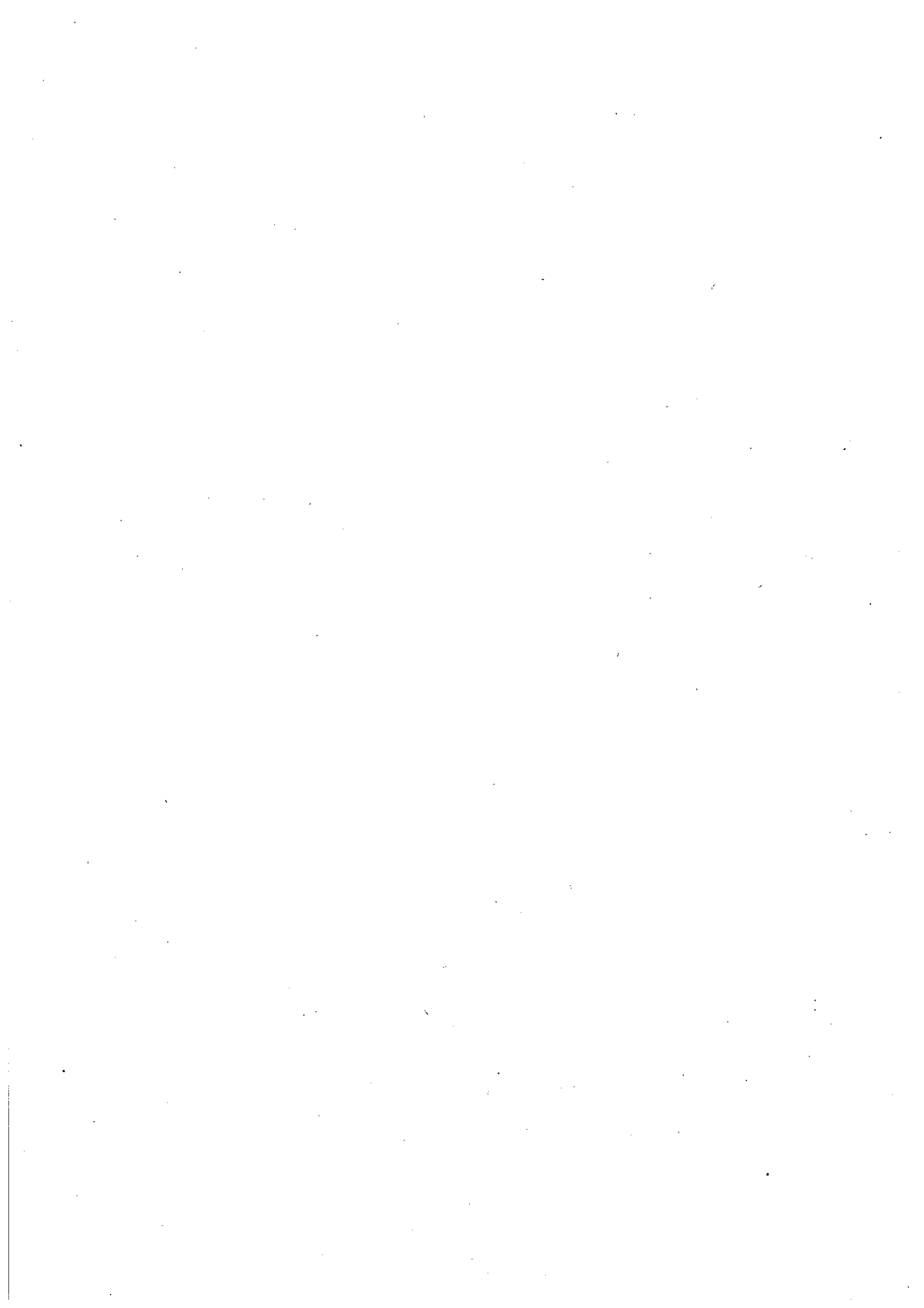
記

氏名 吉橋清一

住所 千葉県八千代市吉橋

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第27号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 立石 猛

住所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第28号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 鈴木正範

住所 千葉県八千代市勝田

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第29号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

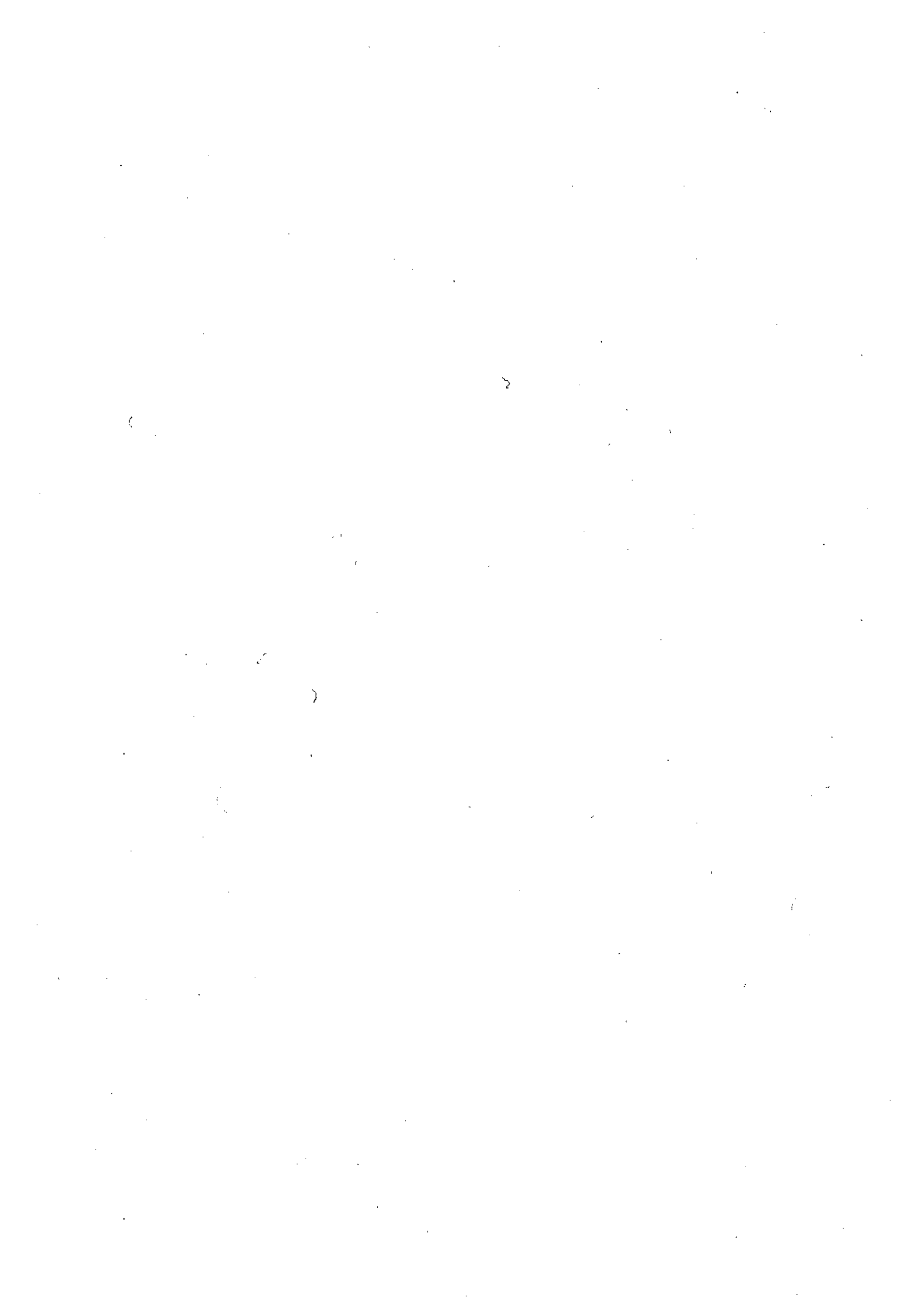
記

氏名 黒澤京子

住所 千葉県八千代市平戸

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 塩田恭子  
住所 千葉県八千代市八千代台北





## 令和5年度八千代市補正予算（案）の概要

○予算規模

（単位：千円）

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第7号	一般会計補正予算（第3号）	66,038,684	740,137	66,778,821
	国民健康保険事業特別会計	16,490,949	-	16,490,949
	介護保険事業特別会計	14,790,882	-	14,790,882
	墓地事業特別会計	67,847	-	67,847
	後期高齢者医療特別会計	2,995,181	-	2,995,181
計		100,383,543	740,137	101,123,680

※令和5年6月1日先議

先議分

## ○一般会計 款別総括表

## 歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	30,935,019		30,935,019
2	地方譲与税	396,464		396,464
3	利子割交付金	13,000		13,000
4	配当割交付金	208,000		208,000
5	株式等譲渡所得割交付金	178,000		178,000
6	法人事業税交付金	373,000		373,000
7	地方消費税交付金	4,927,000		4,927,000
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000		54,000
9	環境性能割交付金	60,000		60,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	411,170		411,170
11	地方特例交付金	312,237		312,237
12	地方交付税	2,220,981		2,220,981
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	615,995		615,995
15	使用料及び手数料	1,517,079		1,517,079
16	国庫支出金	12,468,099	740,137	13,208,236
17	県支出金	5,564,921		5,564,921
18	財産収入	25,490		25,490
19	寄附金	160,382		160,382
20	繰入金	1,382,791		1,382,791
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	1,594,555		1,594,555
23	市債	2,102,500		2,102,500
24	自動車取得税交付金	1		1
計		66,038,684	740,137	66,778,821

## 歳出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	410,447		410,447
2	総務費	6,146,342		6,146,342
3	民生費	31,325,563	740,137	32,065,700
4	衛生費	7,098,373		7,098,373
5	労働費	12,404		12,404
6	農林水産業費	379,738		379,738
7	商工費	459,040		459,040
8	土木費	3,827,277		3,827,277
9	消防費	2,328,848		2,328,848
10	教育費	8,358,513		8,358,513
11	公債費	5,428,452		5,428,452
12	諸支出金	163,687		163,687
13	予備費	100,000		100,000
計		66,038,684	740,137	66,778,821

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	【新規】住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金給付事業に係る国庫補助金の追加	0	740,137	740,137	企画経営課
補正額合計				740,137		

○一般会計の補正内容

歳出 (単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	一般職員人件費	【新規】 住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金給付事業に係る一般職員人件費の追加	0	1,450	1,450	職員課
	住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金給付事業	【新規】 住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金給付事業に係る経費の追加	0	738,687	738,687	福祉総合相談課
補正額合計				740,137		

## 令和5年度八千代市補正予算（案）の概要

○予算規模

（単位：千円）

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第8号	一般会計補正予算（第4号）	66,778,821	809,959	67,588,780
	国民健康保険事業特別会計	16,490,949	-	16,490,949
	介護保険事業特別会計	14,790,882	-	14,790,882
	墓地事業特別会計	67,847	-	67,847
	後期高齢者医療特別会計	2,995,181	-	2,995,181
計		101,123,680	809,959	101,933,639

※令和5年6月

通常提案分

## ○一般会計 款別総括表

## 歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	30,935,019		30,935,019
2	地方譲与税	396,464		396,464
3	利子割交付金	13,000		13,000
4	配当割交付金	208,000		208,000
5	株式等譲渡所得割交付金	178,000		178,000
6	法人事業税交付金	373,000		373,000
7	地方消費税交付金	4,927,000		4,927,000
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000		54,000
9	環境性能割交付金	60,000		60,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	411,170		411,170
11	地方特例交付金	312,237		312,237
12	地方交付税	2,220,981		2,220,981
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	615,995		615,995
15	使用料及び手数料	1,517,079		1,517,079
16	国庫支出金	13,208,236	404,927	13,613,163
17	県支出金	5,564,921	200,927	5,765,848
18	財産収入	25,490		25,490
19	寄附金	160,382		160,382
20	繰入金	1,382,791	166,405	1,549,196
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	1,594,555		1,594,555
23	市債	2,102,500	37,700	2,140,200
24	自動車取得税交付金	1		1
計		66,778,821	809,959	67,588,780

## 歳出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	410,447		410,447
2	総務費	6,146,342	12,865	6,159,207
3	民生費	32,065,700	597,802	32,663,502
4	衛生費	7,098,373	4,972	7,103,345
5	労働費	12,404		12,404
6	農林水産業費	379,738	29,505	409,243
7	商工費	459,040	5,370	464,410
8	土木費	3,827,277	92,692	3,919,969
9	消防費	2,328,848		2,328,848
10	教育費	8,358,513	66,753	8,425,266
11	公債費	5,428,452		5,428,452
12	諸支出金	163,687		163,687
13	予備費	100,000		100,000
計		66,778,821	809,959	67,588,780

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	マイナポイント事業費補助金	マイナポイント申込等支援業務委託料の増額に伴う国庫補助金の増額	12,324	12,865	25,189	情報政策課
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	【新規】 コロナ禍における物価高騰対策支援事業に係る国庫補助金の増額	740,137	288,799	1,028,936	企画経営課
	生活困窮者自立支援事業費補助金	【新規】 生活保護システム改修業務委託料の追加に伴う国庫補助金の増額	19,625	3,885	23,510	福祉総合相談課
	保育対策総合支援事業費補助金	保育園等施設整備補助金（小規模保育事業所新設）に係る国庫補助金の増額	103,695	23,660	127,355	子育て支援課
	就学前教育・保育施設整備交付金	保育園等施設整備補助金（認可保育園増築）に係る国庫補助金の増額	70,381	43,355	113,736	子育て支援課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	社会資本整備 総合交付金	【新規】 道路橋梁補修事業に係る国庫補助金の追加	0	35,030	35,030	土木維持課
	道路メンテナ ンス事業補助 金	道路橋梁補修事業に係る国庫補助金の減額	18,611	△3,482	15,129	土木維持課
	社会資本整備 総合交付金	都市計画道路3・4・1号線建設に係る国庫補助金の増額	2,125	815	2,940	土木建設課
県支出金	子ども医療費 助成事業補助 金	自己負担月額上限の導入に伴う子ども医療費助成金に係る 県補助金の増額	222,567	294	222,861	子ども福祉課
	子どもの成長 応援臨時給付 金給付事業費 補助金	【新規】 子どもの成長応援臨時給付金給付事業の事業費に係る県補 助金の追加	0	180,000	180,000	子ども福祉課



○一般会計の補正内容

歳入 (単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
県支出金	子どもの成長 応援臨時給付 金給付事務費 補助金	【新規】 子どもの成長応援臨時給付金給付事業の事務費に係る県補助金の追加	0	20,633	20,633	子ども福祉課
繰入金	財政調整基金 繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の増額	950,786	166,405	1,117,191	財政課
市債	市道整備事業 債	道路橋梁補修事業に係る市債の減額	388,700	△31,500	357,200	土木維持課
	3・4・1号 線建設事業債	都市計画道路3・4・1号線建設に係る市債の減額	6,200	△1,500	4,700	土木建設課
	ゆらゆら橋整 備事業債	【新規】 ゆらゆら橋整備工事に係る市債の追加	0	50,400	50,400	公園緑地課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	急傾斜地崩壊対策事業債	【新規】急傾斜地崩壊対策事業に係る市債の追加	0	20,300	20,300	土木建設課
補正額合計				809,959		

○一般会計の補正内容

歳出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
総務費	情報化推進事業	マイナポイント第2弾のポイント申込期限延長に伴うマイナポイント申込等支援業務委託料の増額	12,597	12,865	25,462	情報政策課
民生費	障害者援護事業	【新規】 障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金に係る経費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	650,129	17,963	668,092	障害者支援課
	老人福祉総務事業	【新規】 介護サービス等事業所物価高騰対策支援金に係る経費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	1,651	33,023	34,674	長寿支援課
	民間保育園整備事業	待機児童対策に係る保育園等施設整備補助金（認可保育園増築及び小規模保育事業所新設）の増額	159,032	75,574	234,606	子育て支援課
	民間保育園運営事業	【新規】 民間保育園等物価高騰対策支援金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	5,138,182	21,596	5,159,778	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	学童保育事業	【新規】 八千代台学童保育所及びみどりが丘学童保育所整備に係る経費の追加	966,390	33,184	999,574	子育て支援課
	子ども医療費助成事業	【新規】 自己負担月額上限の導入及び対象年齢拡大に伴う子ども医療費助成に係る経費の追加	733,954	31,090	765,044	子ども福祉課
	一般職員人件費	【新規】 子どもの成長応援臨時給付金給付事業に係る一般職員人件費の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	0	1,500	1,500	職員課
	子どもの成長応援臨時給付金給付事業	【新規】 子どもの成長応援臨時給付金給付事業に係る委託料の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	0	376,100	376,100	子ども福祉課
	生活保護総務事業	【新規】 生活保護システム改修業務委託料の追加	32,284	7,772	40,056	生活支援課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
衛生費	廃棄物処理企画調整事業	【新規】 衛生センターし尿・浄化槽汚泥処理に係る費用便益比算定業務委託料の追加	1,050	4,972	6,022	クリーン推進課
農林水産業費	園芸振興事業	【新規】 肥料価格高騰対策事業補助金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	15,630	20,473	36,103	農政課
	畜産振興事業	【新規】 飼料高騰緊急支援事業補助金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	5,782	4,747	10,529	農政課
	農業農村振興事業	【新規】 農業水利施設物価高騰対策支援事業補助金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	10,190	4,285	14,475	農政課
商工費	観光推進事業	【新規】 観光バス事業者燃料価格高騰対策支援金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	35,456	5,370	40,826	商工観光課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	公共交通対策事業	【新規】 第3次地域公共交通運行継続支援金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	149,801	25,375	175,176	都市計画課
	都市公園管理事業	【新規】 ゆらゆら橋整備工事請負費の追加	707,573	67,317	774,890	公園緑地課
教育費	幼稚園教育総務事業	【新規】 民間幼稚園物価高騰対策支援金の追加 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	1,436,679	6,317	1,442,996	子ども保育課
	学校保健事業	通学支援バス運行業務におけるコースの変更及び冬季下校時の増便に係る委託料の増額	118,184	5,239	123,423	保健体育課
	学校給食センター業務事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う給食費負担軽減に係る賄材料費の増額 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	1,804,015	55,197	1,859,212	学校給食センター

○一般会計の補正内容

歳出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
補正額合計			/	809,959	/	/

継続費の補正

【追加】

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	備考
土木費	都市計画費	都市公園管理	168,292	R5	67,317	ゆらゆら橋整備工事
				R6	100,975	



債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
不燃物破碎機等借上	R 5 ~ R 1 1	15,720千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	不燃物破碎機等の借上

地方債の補正

【追加】

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ゆらゆら橋整備	50,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
急傾斜地崩壊対策	20,300			

【変更】

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市道整備	388,700	357,200
3・4・1号線建設	6,200	4,700

## 令和5年度八千代市補正予算の概要

○予算規模

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第9号	一般会計補正予算(第2号)	65,846,445	192,239	66,038,684
	国民健康保険事業特別会計	16,490,949	-	16,490,949
	介護保険事業特別会計	14,790,882	-	14,790,882
	墓地事業特別会計	67,847	-	67,847
	後期高齢者医療特別会計	2,995,181	-	2,995,181
計		100,191,304	192,239	100,383,543

※令和5年4月28日専決

専決分

## ○一般会計 款別総括表

歳入

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	30,935,019		30,935,019
2	地方譲与税	396,464		396,464
3	利子割交付金	13,000		13,000
4	配当割交付金	208,000		208,000
5	株式等譲渡所得割交付金	178,000		178,000
6	法人事業税交付金	373,000		373,000
7	地方消費税交付金	4,927,000		4,927,000
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000		54,000
9	環境性能割交付金	60,000		60,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	411,170		411,170
11	地方特例交付金	312,237		312,237
12	地方交付税	2,220,981		2,220,981
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	615,995		615,995
15	使用料及び手数料	1,517,079		1,517,079
16	国庫支出金	12,275,860	192,239	12,468,099
17	県支出金	5,564,921		5,564,921
18	財産収入	25,490		25,490
19	寄附金	160,382		160,382
20	繰入金	1,382,791		1,382,791
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	1,594,555		1,594,555
23	市債	2,102,500		2,102,500
24	自動車取得税交付金	1		1
計		65,846,445	192,239	66,038,684

歳出

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	410,447		410,447
2	総務費	6,146,342		6,146,342
3	民生費	31,133,324	192,239	31,325,563
4	衛生費	7,098,373		7,098,373
5	労働費	12,404		12,404
6	農林水産業費	379,738		379,738
7	商工費	459,040		459,040
8	土木費	3,827,277		3,827,277
9	消防費	2,328,848		2,328,848
10	教育費	8,358,513		8,358,513
11	公債費	5,428,452		5,428,452
12	諸支出金	163,687		163,687
13	予備費	100,000		100,000
計		65,846,445	192,239	66,038,684

○一般会計の補正内容

歳入 (単位:千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金(ひとり親世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)の事業費に係る国庫補助金の追加	0	83,400	83,400	子ども福祉課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金(ひとり親世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)の事務費に係る国庫補助金の追加	0	2,290	2,290	子ども福祉課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金(その他世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)の事業費に係る国庫補助金の追加	0	93,400	93,400	子ども福祉課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金(その他世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)の事務費に係る国庫補助金の追加	0	13,149	13,149	子ども福祉課
補正額合計			/	192,239	/	/

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	一般職員人件費	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)に係る一般職員人件費の追加	0	700	700	職員課
	会計年度任用職員人件費	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)に係る会計年度任用職員人件費の追加	0	773	773	職員課
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯)に係る経費の追加	0	84,217	84,217	子ども福祉課
	一般職員人件費	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)に係る一般職員人件費の追加	0	2,000	2,000	職員課
	会計年度任用職員人件費	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)に係る会計年度任用職員人件費の追加	0	2,393	2,393	職員課

○一般会計の補正内容

歳出 (単位:千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)	【新規】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯)に係る経費の追加	0	102,156	102,156	子ども福祉課
補正額合計			/	192,239	/	/

## 令和5年度住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金について

国の令和5年3月22日開催の第8回「物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額・強化をし、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の家計への影響が特に大きい低所得世帯に対して支援する方針が示され、市として本事業を可及的速やかに実施する必要性が生じたことから、以下の経費に係る補正予算について令和5年第2回定例会開会日の先議により事業を実施する予定。

### 【本給付金の実施内容】

#### ●対象者

基準日：令和5年6月1日において、八千代市に住民登録があり、以下に該当する世帯

- ① 世帯全員が、令和5年度の住民税非課税である者で構成されている世帯（非課税世帯）

#### 【市独自事業】

- ② 世帯全員が、令和5年度の住民税非課税である者と住民税均等割のみ課税である者で構成されている世帯（均等割のみ課税世帯）
- ③ ①・②のほか、家計急変により、①の住民税非課税世帯と同等の状況にあると認められる世帯（家計急変世帯）

※家計急変世帯とは、令和5年1月以降に解雇や倒産等により収入が減少し、1年間の収入見込額（令和5年1月以降の任意の1か月の月収に1.2を乗じた額）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額）が住民税非課税世帯と同等となる世帯。

- #### ●給付額
- ①, ②, ③いずれも1世帯当たり3万円

- #### ●給付時期
- 令和5年7月上旬に対象者にプッシュ型で通知し、7月下旬より給付開始予定



●所要額 740,137千円

(給付金) 690,000千円

住民税非課税世帯として20,000世帯を想定(低所得世帯支援枠)

20,000世帯×30,000円=600,000千円

均等割りのみ課税世帯, 家計急変世帯として3,000世帯を想定(推奨事業メニュー)

3,000世帯×30,000円=90,000千円

(事務費) 48,687千円

消耗品費100千円 通信運搬費4,600千円 手数料2,530千円 委託料41,457千円

低所得世帯支援枠分 47,757千円

推奨事業メニュー分 930千円

(人件費) 1,450千円

時間外勤務手当1,450千円

※給付金, 事務費及び人件費について, 全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当

お問い合わせ先 八千代市健康福祉部福祉総合相談課

047-483-1151 (内線3220)

## 「子どもの成長応援臨時給付金給付事業」について

令和5年5月29日  
八千代市子ども部子ども福祉課

令和5年第2回定例会において補正予算を計上している「子どもの成長応援臨時給付金給付事業」の概要は以下のとおりです。

### 1 概要

物価高騰の影響を踏まえ、エネルギー・食料品など生活に必要な経費や習い事・体験活動などにかかる経費の負担を軽減し、将来を担う子どもたちの豊かな成長につなげられるよう、市独自の給付金として市内在住の未就学児（平成29年4月2日～令和5年4月30日生まれの児童）及び高校生等（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの児童）についても児童1人あたり1万円の給付を実施します。

### 2 対象児童

令和5年4月30日において本市に住所を有する平成17年4月2日～令和5年4月30日生まれの児童

※平成20年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童は千葉県子どもの成長応援臨時給付金の対象

### 3 支給内容

対象児童1人当たり1万円（約34,000人）

### 4 支給方法

個別のQRコードまたはURLを通知し、電子マネーへの交換により給付（申請不要、対象者全員一度に通知します。）

### 5 給付開始日

8月下旬

### 6 予算額

377,600千円

財源 国 122,332千円

県 200,633千円

市 54,635千円

お問い合わせ先 八千代市子ども部子ども福祉課  
047-483-1151（内線2660）